



各 位



2020年6月24日

会社名 価値開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 高倉 茂
(コード番号 3010 東証第2部)
問合せ先 取締役兼最高財務責任者 細野 敏
(TEL:03-5822-3010)

支配株主等に関する事項について

当社の支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

(2020年3月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券等が 上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
Star Asia Opportunity III LP	親会社	75.53	—	75.53	—
SAO III GP Ltd.	親会社	—	75.53 (間接所有)	75.53	—
Star Asia Group LLC	親会社	—	75.53 (間接所有)	75.53	—

(注) SAO III GP Ltd. は、Star Asia Opportunity III LPの業務執行組合員であります。また、Star Asia Group LLCは、SAO III GP Ltd. の親会社であります。

2. 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称及びその理由

名称	理由
Star Asia Group LLC	Star Asia Group LLCは、Star Asia Opportunity III LPの実質的な意思決定を行うSAO III GP Ltd. の親会社であるため。

3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

(1) 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け

当社は、親会社の企業グループであるスターアジアグループの中核的な事業会社であるStar Asia Management LLCとの間で業務提携契約を締結し、スターアジアグループ各企業との人的・物的リソースの有効活用により両社の企業価値の向上に向けた取組みを行っていくことに合意しております。

当社グループでは、この取組みを具体的なものにしていくため、2020年3月31日時点においてスターアジアグループ企業の役員及び従業員が当社の役員を兼務しております。

(役員の内兼任状況)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ企業での役職	就任理由
取締役会長	梅木 篤郎	スターアジア総合開発株式会社 代表取締役	長年にわたり不動産業に従事し、同業界における豊富な経験と実績を有しております。今後のスターアジアグループとの事業展開を促進させるための適切な人材と判断したため、当社から就任を依頼
取締役 兼 最高財務責任者	細野 敏	Star Asia Management Japan Ltd. Director	会社経営における深い見識と経験を有しており、今後のスターアジアグループとの事業展開を促進させるための適切な人材と判断したため、当社から就任を依頼
非常勤取締役	マルコム・エフ・マクレーン4世	スターアジアグループ Managing Partner Star Asia Group LLC Director SAO III GP Ltd. Director Star Asia Opportunity III LP 業務執行組員 Star Asia Management LLC Director	会社経営における深い見識と経験を有しており、今後のスターアジアグループとの事業展開を促進させるための適切な人材と判断したため、当社から就任を依頼
非常勤取締役	増山 太郎	スターアジアグループ Managing Partner Star Asia Group LLC Director SAO III GP Ltd. Director Star Asia Opportunity III LP 業務執行組員 Star Asia Management LLC Director	会社経営における深い見識と経験を有しており、今後のスターアジアグループとの事業展開を促進させるための適切な人材と判断したため、当社から就任を依頼
非常勤取締役	橋本 龍太郎	Star Asia Management Japan Ltd. Managing Director 株式会社強羅花壇 代表取締役	会社経営における深い見識と経験を有しており、今後のスターアジアグループとの事業展開を促進させるための適切な人材と判断したため、当社から就任を依頼

(2) 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット

当社は、親会社等の企業グループであるスターアジアグループに属しておりますが、このことにより事業の制約を受けることはありません。

(3) 親会社等からの一定の独立性の確保の状況

当社の事業展開において、親会社等の企業グループからの事業上の制約はなく、独自に事業活動を行っております。また、価格その他の取引条件につきましても、個別交渉の上一般取引と同様に決定しております。

上記のとおり、スターアジアグループ企業の役員及び従業員が当社の役員を兼務しておりますが、当社は、独立役員2名を含む監査等委員会設置会社であり、業務遂行の適正性を確保するためのガバナンス体制の強化を図っております。このような状況から、一定の独立性が確保されていると考えております。

4. 支配株主等との取引に関する事項

該当事項はありません。

5. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、支配株主との間で取引を行う場合には、少数株主の利益を害することがないように取引の合理性と一般的な取引条件に照らした取引条件の妥当性について、十分に検討し実行しております。

以 上